

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告（写）	1
2	鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告（写）	3
3	令和6年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	5
4	令和6年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領（案） （電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業用）	9
5	令和6年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領（発注者対象意見聴取）（案）	18
6	厚生労働省プレスリリース 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました	22

令和6年9月12日

鳥取地方最低賃金審議会
会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 佐藤 匡 印

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月26日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授
部会長代理	中野 聡	特定社会保険労務士
	石川 真澄	公立鳥取環境大学副学長補佐

労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
内藤 陽介	オムロンスイッチアンドデバイス 労働組合 執行委員長
森本 哲司	L I M N O労働組合執行委員長

使用者代表委員

田中 利明	気高電機株式会社取締役総務部長
谷口 浩章	株式会社フジ電機代表取締役
西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定決定の必要性の有無に係る審議経過

開催年月日	審議会、専門部会	審議の経過	提出資料
令和6年7月22日		1 鳥取県電子部品等製造業最低賃金改正決定の申出受理、書面審査	
令和6年7月26日	第545回 (令和6年度第2回) 鳥取地方最低賃金審議会	1 鳥取県電子部品等製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 2 専門部会の設置	1 鳥取県電子部品等製造業最低賃金の改正決定申出書(写)
令和6年9月9日	第1回 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	1 部会長・部会長代理の選出 2 専門部会の運営について 3 改正決定の必要性の審議について	1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿 2 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 3 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 4 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書(写) 5 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) 6 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金適用事業場数・労働者数 7 年度別最低賃金改正一覧表 8 リーフレット「鳥取県の最低賃金」(鳥取労働局作成) 9 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況 消費者物価指数(全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移(鳥取市・全国)) 11 毎月勤労統計調査(全国・鳥取県) 12 鳥取県内の雇用情勢(令和6年7月分) 13 最近の雇用失業情勢(令和6年7月) 14 鳥取県の経済動向(鳥取県)(令和6年9月) 15 鳥取県内の経済情勢(財務省中国財務局鳥取財務事務所)(令和6年7月) 16 鳥取県の経済動向(R6.3～R6.9)、鳥取県内の経済情勢(R6.4、R6.7) 17 鳥取県企業経営者見通し調査(鳥取県)(令和6年第3回)
令和6年9月12日	第2回 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会	1 改正決定の必要性の審議について(必要性有、全会一致) 2 専門部会報告の決定	



令和6年9月9日

鳥取地方最低賃金審議会
会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会
鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会
部会長 佐藤 匡 印

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月26日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授
部会長代理	道前 緑	鳥取短期大学生生活学科教授
	植木 洋	鳥取短期大学生生活学科准教授

労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
川本 充士	丸由労働組合執行委員長
北畑 仁史	U Aゼンセン鳥取県支部支部長

使用者代表委員

岡邊 俊幸	株式会社米子しんまち天満屋 サポートチーム部長
田中 秀明	株式会社丸由 取締役店長
西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改定決定の必要性の有無に係る審議経過

開催年月日	審議会、専門部会	審議の経過	提出資料
令和6年7月22日		鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の申出受理、書面審査	
令和6年7月26日	第545回 (令和6年度第2回) 鳥取地方最低賃金審議会	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 2 専門部会の設置	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写) 2 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改定決定の必要性の有無について(諮問)(写)
令和6年9月9日	第1回 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会	1 部会長・部会長代理の選出 2 専門部会の運営について 3 改正決定の必要性の審議について (必要性なし、全会一致) 4 専門部会報告の決定	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿 2 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 3 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 4 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写) 5 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) 6 鳥取県各種商品小売業最低賃金適用事業場数・労働者数の経過票 7 年度別最低賃金改正一覧表 8 鳥取県の最低賃金 9 各種商品小売業等最低賃金全国設定状況

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)

(案)

令和6年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領

1 目的

鳥取地方最低賃金審議会における鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の審議に際して、関係労使の意見を反映させるため、次の基準により選定した使用者及びその労働者から最低賃金制度に関する意見を書面により聴取する。

2 意見聴取対象者の選定基準等

書面意見聴取の対象は、今年度の最低賃金に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）の有効回答があった事業所のうち、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に分類される事業所であることを確認した事業所の半数程度（44 事業所）とする。その際、事業所の業種、規模及び地域的なバランスも考慮して選定する。

意見聴取対象者は、選定した各事業所の事業主（使用者）及びその事業所において、当該産業別最低賃金の適用を受ける労働者のうち、最も低い賃金が支払われている労働者1名とする。

3 実施時期

9月中旬から9月27日（金）まで。

4 実施方法

書面の郵送による。

5 意見聴取の項目

別紙「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書（使用者用）」及び「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する

意見書（労働者用）」のとおり。

6 取りまとめ及び結果報告

鳥取労働局労働基準部賃金室において取りまとめ、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会に結果を報告する。

(案)

鳥労基発 0900 第 0 号の0
令和 6 年 9 月 00 日

関係事業所 代表者 殿

鳥取労働局労働基準部長

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正に係る意見聴取の実施について（お願い）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

本年5月から6月にかけての「最低賃金に関する基礎調査」につきましては、御協力をいただきありがとうございました。

さて、現在、鳥取地方最低賃金審議会において、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正を調査審議しているところですが、この審議会に関係労使の意見を反映させるために、関係事業主（使用者）と労働者から最低賃金制度に関する意見を広く募ることといたしました。

つきましては、使用者である貴殿の御意見と貴事業所の労働者（派遣労働者は除かれます）の御意見をいただきたいので、別添「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書（使用者用）」により貴殿の御意見を記入していただくとともに、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の適用を受ける労働者（※裏面参照）の中で、1時間単価の賃金が最も低い労働者1名の方に同封の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書（労働者用）」の配付をお願いいたしたく、御理解の上、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、御協力いただいた意見書につきましては、上記調査審議のみに活用させていただき、貴事業所の名称並びに労働者氏名等は一切公表いたしません。

おって、貴殿に記入していただいた意見書は、同封の返信用封筒により、御多忙中誠に恐縮でございますが、9月27日(金)必着で返送願います。

また、労働者に配付していただいた労働者用意見書の封筒には返信用封筒を同封していますので、配付された労働者には意見書に記入の上、自身で封をし、9月27日(金)必着で、直接投函するように御説明いただきますよう、併せてお願いいたします。

さらに、対象となった労働者の方には、「賃金が最も低い」という選ばれた理由については伏せていただきますよう、重ねてお願いいたします。

※ 次に掲げる労働者は本件意見聴取の対象とはなりません。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者

- ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - ④手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者
- (①～④の労働者は、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器製造業最低賃金」は適用されず、鳥取県最低賃金が適用されます。)

【問い合わせ先】

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9
鳥取労働局労働基準部 賃金室 (担当:市村・久保田)
電話0857-29-1705

(案)

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書（使用者用）

※企業全体ではなく本意見書を送付いたしました「事業所」についてお答えください。 令和6年9月

事業所の名称		所在地	電話（ _____ ）			
記入者の所属部署・係等		事業所の労働者数	_____ 名 （内、パート労働者 _____ 名 （派遣労働者 _____ 名）			
賃金の改定状況	問1	① 今年、賃金改定を行いましたか？ （注1）	<input type="checkbox"/> はい	時期は _____ 月に （ <input type="checkbox"/> 賃上げ / <input type="checkbox"/> 賃下げ）した 改定率は、 _____ %（注2）		
			<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 今後予定している	時期は _____ 月に （ <input type="checkbox"/> 賃上げ / <input type="checkbox"/> 賃下げ）する予定 改定率は、 _____ %（注2）	
		<input type="checkbox"/> 予定していない				
	② ①で賃上げを実施した(する)うえで、重視した(する)ものは何ですか？（複数選択可） <input type="checkbox"/> 労働力の定着・確保 <input type="checkbox"/> 原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況 <input type="checkbox"/> 収益の増加 <input type="checkbox"/> 従業員の生活支援 <input type="checkbox"/> 同業他社の賃金動向 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）					
③ ①で賃金改定を行わない、又は賃下げを実施した(する)うえで、重視した(する)物は何ですか？（複数選択可） <input type="checkbox"/> 原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況 <input type="checkbox"/> 手元資金の確保 <input type="checkbox"/> 収益の減少 <input type="checkbox"/> 人件費・労務費等の増加 <input type="checkbox"/> 同業他社の賃金動向 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）						
問2	① 令和3年から令和5年までの3年間の賃金改定状況はいかがでしたか？		令和3年	令和4年	令和5年	
	② 改定率はいかがでしたか？（注2）		_____ %	_____ %	_____ %	
経営状況	問3	今年の上半期（令和6年1月～6月期）の業況は、昨年（令和5年7月～12月期）と比較していかがでしたか？	（ <input type="checkbox"/> 上 昇 / <input type="checkbox"/> 下 降 / <input type="checkbox"/> 変わらない ） （その理由）			
		今年（令和6年7月～12月期）の業況の見通しは、今年（令和6年1月～6月期）と比較していかがでしたか？	（ <input type="checkbox"/> 上 昇 / <input type="checkbox"/> 下 降 / <input type="checkbox"/> 変わらない ） （その理由）			
	問4	① 貴社から下請け事業者（協力会社含む）への業務の発注を行っていますか？	<input type="checkbox"/> 発注している <input type="checkbox"/> 発注していない → 問7へ			
		② ①で「発注している」と回答した方への質問です。 昨年の6月以降、発注単価に変動がありましたか？	<input type="checkbox"/> 変動なし <input type="checkbox"/> 変動あり → （ <input type="checkbox"/> 上がった _____ % / <input type="checkbox"/> 下がった _____ % ）			
		③ ①で「発注している」と回答した方への質問です。 過去5年間で、取引条件に変更がありましたか？	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更した → 変更時期： _____ 頃 （変更のあった内容： _____ ）			
	問5	① 他の業者から、下請け事業者、協力会社としての受注を受けていますか？	<input type="checkbox"/> 受注している <input type="checkbox"/> 受注していない → 問8へ			
② ①で「受注している」と回答した方への質問です。 昨年の6月以降、受注単価に変動がありましたか？		<input type="checkbox"/> 変動なし <input type="checkbox"/> 変動あり → （ <input type="checkbox"/> 上がった _____ % / <input type="checkbox"/> 下がった _____ % ）				
③ ①で「受注している」と回答した方への質問です。 過去5年間で、受注条件に変更がありましたか？		<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり → 変更時期： _____ 頃 （変更のあった内容： _____ ）				

(案)

鳥労基発 0900 第 0 号の 2
令和 6 年 9 月 00 日

関係事業所 労働者 殿

鳥取労働局労働基準部長

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正に係る意見聴取の実施について（お願い）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、鳥取地方最低賃金審議会において「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正を調査審議しているところですが、この審議会に関係労使の意見を反映させるために、関係事業主（使用者）と労働者から最低賃金制度に関する意見を広く募ることといたしました。

この意見書は、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正を審議するための重要な資料となりますので、御多用のところ誠に恐縮でございますが、貴殿の御意見をいただきたいので、別添「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書（労働者用）」に御意見等を記入いただきますよう御理解の上御協力をお願い申し上げます。

なお、御協力いただいた意見書の記載内容につきましては、調査審議についてのみ活用させていただき、事業所、個人が特定されるものは一切公表いたしませんので、率直な御意見を御記入願います。

おって、記入していただいた意見書は、事業主へ返すことなく、同封の返信用封筒（切手の貼付は不要です。）により貴殿自らが封をしていただき9月27日(金)必着で投函していただきますよう、併せてお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9
鳥取労働局労働基準部 賃金室（担当：市村・久保田）
電話0857-29-1705

(案)

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金に関する意見書（労働者用）

※この意見書は、鳥取地方最低賃金審議会における審議に係る労働者の意見として使用するものです。
回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

令和6年9月

あなたが勤務している事業所の名称					所在地	電話（ ）	
あなたの	性別	年齢	家計主体者ですか(注1)	勤続年数	雇用形態(注2)	就業形態(注3)	主な仕事の内容
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	年 月	<input type="checkbox"/> 正規労働者 <input type="checkbox"/> 非正規労働者	<input type="checkbox"/> 一般労働者 <input type="checkbox"/> 短時間労働者	
あなたの賃金に関する事項	問1	昨年の6月以降に基本給の改定がありましたか？ （ <input type="checkbox"/> 引上げがあった / <input type="checkbox"/> 引下げがあった / <input type="checkbox"/> 無かった ）					
	問2	賃金単価は、次のいずれの方法で決定されていますか？ また、令和6年6月分の基本給額はいくらですか？ ※該当するいずれかの箇所に✓をつけ基本給額を記入して下さい					
	問3	① 問1で「日給」「月給」「歩合給等」に✓をつけた方のみお答え下さい 1日の所定労働時間数(注4)は何時間ですか？（ ____ 時間 ____ 分） ② 問1で「月給」「歩合給等」に✓をつけた方のみお答え下さい 6月分の所定労働日数(注5)は何日ですか？（ ____ . ____ 日）					
最低賃金に関する事項	鳥取県の最低賃金には、「鳥取県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。 今年度、「鳥取県最低賃金」は957円(令和6年10月5日発効)に改正されることとなっておりますが、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」は、現在審議中です。 あなたは、「特定(産業別)最低賃金」のうち、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用になると思われますが、（県最賃と特定最賃の両方の最低賃金が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上を支払わなければなりません。）以下の問いにお答えください。						
	問4	① 「特定(産業別)最低賃金」として「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（906円（令和5年12月17日発効））が定められていることをご存知ですか？ （ <input type="checkbox"/> 知っていた / <input type="checkbox"/> 知らなかった ） ↓ ○どこでお知りになりましたか？（複数回答可） （ <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 市町村広報誌 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> インターネットHP <input type="checkbox"/> 所属する団体等の会報誌 <input type="checkbox"/> 会合 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	② 「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額をご存知ですか？ （ <input type="checkbox"/> 知っていた / <input type="checkbox"/> 知らなかった ） ↓ ○どこでお知りになりましたか？（複数回答可） （ <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> 市町村広報誌 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> インターネットHP <input type="checkbox"/> 所属する団体等の会報誌 <input type="checkbox"/> 会合 <input type="checkbox"/> その他（ ）						

最 低 賃 金 に 関 連	問5	今年度の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正についてどう思われますか。 (<input type="checkbox"/> 改定すべき / <input type="checkbox"/> 改定する必要はない)	問7へ
	問6	問6で「改定すべき」と回答いただいた方へお尋ねします。 今回改定するとしたら、いくらが妥当だと思いますか。 ※あなた自身としての単価ではなく、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」として妥当だと思う金額を記入してください。 1時間あたり _____円	
	問7	労働者の立場で、現在の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」についてのご意見を記入してください。(労働者の方の生の声をお聞きするためです。問6と問7でお答えいただいた理由など、出来るだけ記入をお願いします。)	
		
		
		
		
		

(注1)「家計主体者」欄は、主にあなたの収入で家族(単身世帯を含みます。)を養っている場合(あなたの収入が家計の収入のおおむね半分以上である場合)は「はい」に、あなた以外の方が主に家族を養っている場合には「いいえ」を○で囲んでください。

(注3)「短時間労働者」とは、事業所の一般の労働者と比べて1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が少ない場合で、おおむね、事業所の一般の労働者と比較して1週間の所定労働時間数が4分の3以下等の場合が該当します。

(注4)「所定労働時間」とは、所定の始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を除いた労働時間数です。

(注5)「所定労働日数」とは、今年6月分の賃金算定期間(5月の賃金締切日の翌日から6月の賃金締切日まで)の暦日数から休日と決まっている日の日数を除いた日数です(例1)。
※通常の半分の所定労働時間である労働日については0.5日と計算してください(例2)。

(例1) 6月分の賃金算定期間が5月21日～6月20日で、その期間に休日と決まっている日が8日ある場合

→所定労働日数=31日-8日=23日

(例2) 通常の所定労働時間(8時間)である労働日が20日、通常の半分の所定労働時間(4時間)である労働日が3日ある場合

→所定労働日数=20日+0.5日×3=21.5日

※ 同封のリーフレットを参考にしてください。

※ ご回答いただいた本意見書は同封の返信用封筒により直接、鳥取労働局賃金室まで返送してください。

◇ 記入に際しての問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

TEL 0857-29-1705

(案)

令和6年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領

(発注者対象意見聴取)

1 目的

鳥取地方最低賃金審議会における鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の審議に際して、業界における下請け発注に係る状況を把握し、審議に反映させるため、県内の主要事業所から発注者としての下請取引（製造委託）状況や意見を書面により聴取する。

2 意見聴取対象者の選定基準等

県内で労働保険の成立している事業所の内、電気機械器具製造業として、常用労働者数50人以上として把握している事業所（28）社。

3 実施時期

9月中旬から9月27日（金）まで。

4 実施方法

書面の郵送による。

5 意見聴取の項目

別紙「意見書」に記載している項目とする。

6 取りまとめ及び結果の報告

鳥取労働局労働基準部賃金室において取りまとめ、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会に結果を報告する。

(案)

鳥 労 基 発 0900 第 0 号
令 和 6 年 9 月 0 0 日

関係事業所 代表者 殿

鳥取労働局労働基準部長

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する意見聴取の実施について（お願い）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、鳥取地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）においては、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正について、調査審議を行っているところです。

当該最低賃金に関して審議会から、県内の標記製造業に係る事業所は下請けによる事業運営の事業所が多く、最低賃金の上昇等による人件費の増加分等を適正に下請代金に反映させることができる環境にあるか、その実態を把握したいとの意見を頂いています。

このため、当該最低賃金の適正な調査審議に資することを目的として、県内の標記製造業に係る発注者である事業所に対して意見聴取を実施することと致しました。

つきましては、御多忙中誠に恐縮でございますが、調査の趣旨をご理解頂き、別紙意見書にご回答のうえ、同封の返信用封筒により、**9月27日（金）必着**で返送頂きますようお願い致します。

なお、御協力頂いた意見聴取の内容につきましては、上記調査審議のみに活用させていただきます、貴事業所の名称は一切公表いたしませんことを申し添えます。

【お問い合わせ先】

〒680-8522
鳥取市富安2丁目89-9
担当：鳥取労働局労働基準部賃金室（担当：市村・久保田）
電話番号：0857-29-1705

意見書(案)

鳥取労働局

令和6年9月

郵便番号:

住所:

会社名:

回答作成担当部署:

I 貴事業所の概要について

① 貴事業所には、本社、本社工場等のいわゆる上部組織がありますか あれば、具体的な名称をカッコ内に記載して下さい	1 ある () 2 ない
---	---------------------

② 貴事業所の現在の主たる事業内容・製品名を記載して下さい	_____ _____
-------------------------------	----------------

③ 貴事業所は、 発注者として 、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業者と 下請取引 がありますか	1 ある 2 ない
--	--------------

* 下請取引は、「**製造委託**」、「**修理委託**」、「**情報成果物作成委託**」、「**役務提供委託**」に分類されますが、本アンケートでは、「**製造委託**」についてご回答をお願いします。
「**製造委託**」は、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、**他の事業者**に**物品等**の製造(加工も含みます。)を委託することです。

* 「**物品等**」には、その半製品、部品、附属品、原材料のほか、これらの製造に用いる**金型**も含みます。

④ 鳥取県特定(産業別)最低賃金をご存じですか * 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金は1時間906円(令和5年12月17日効力発生)	1 知っている 2 知らない
--	-------------------

II 発注者としての下請取引(製造委託)状況について

① 貴事業所が「製造委託」として発注している下請事業所数	_____社
------------------------------	--------

② 貴事業所と製造委託先の下請事業所との取引内容(主な取引内容・品目等)	_____ _____
--------------------------------------	----------------

III 下請代金の額の決定について

① 貴事業所が下請事業所へ 発注 する際、取引価格や単価等下請代金はどのように決定していますか	1 指値 2 見積り合わせで行う 3 受注側事業者と協議して決める
--	---

② 貴事業所は発注者として過去5年以内に円高や景気の悪化を理由とし、下請事業所へ一時的な下請代金の引き下げを要請したことがありますか ある場合、円安や景気回復となった際、下請代金の額を見直しましたか	1 引き下げたことはない 2 引き下げたが、その後引き上げた 3 引き下げたが、その後引き上げていない (引き下げの金額割合: _____)
--	---

<p>③ 貴事業所が発注者として過去5年以内に<u>下請事業所から</u>下請代金の額の引上げを求められたことがありますか ある場合、どのような理由でしたか</p>	<p>1 求められたことはなかった 2 原材料価格の高騰 3 原油価格や燃料費の高騰 4 電気料金の高騰 5 労務費の上昇 6 環境対策費の増加 7 その他(具体的に:)</p>
<p>④ 貴事業所が発注者として直近1年以内で、<u>下請事業所から</u>、労務費の上昇分を下請代金に反映するよう要請されましたか</p>	<p>1 要請された 2 要請されていない</p>
<p>⑤ 貴事業所が下請代金の額の引上げを求められたことがある場合、協議に応じていますか</p>	<p>1 協議に応じている 2 協議に応じていない 3 協議には応じたが、反映しなかった</p>
<p>⑥ 上記⑤で「2 協議に応じていない」、又は、「3 協議には応じたが、反映しなかった」と回答された場合の理由は何ですか(複数回答 可)</p>	<p>1 自社において景況や利益が改善していない 2 製品の品質に大きな変化がないため 3 受注側事業者の説明が不十分ため 4 競合製品との競争力維持のため 5 その他(具体的に:)</p>

IV 原材料費の高騰などの外的要因の影響について

<p>① 売上や受注量等について、原材料費の高騰などの外的要因による影響はありますか</p>	<p>1 ある 2 ない 〔その理由等;例「資材等は無償提供され加工のみのため」など〕</p>
<p>② あると回答した場合、どのような影響がありますか</p>	

V 自由記載欄(とくに代金見直しの場合の理由と金額割合など最低賃金審議に関わる具体的な状況や、その他ご意見・ご要望等記入願います)

※回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

報道関係者 各位

令和6年8月29日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から51円引上げの1,055円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和6年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月25日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から11月1日までの間に順次発効される予定です。

【令和6年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、50円～84円の引上げ（引上げ額が84円は1県、59円は2県、58円は1県、57円は1県、56円は3県、55円は7県、54円は3県、53円は1県、52円は2県、51円は6県、50円は20都道府県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,055円（昨年度1,004円）
- ・全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,163円）に対する最低額（951円）の比率は81.8%（昨年度は80.2%。なお、この比率は10年連続の改善）

(別紙) 令和6年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

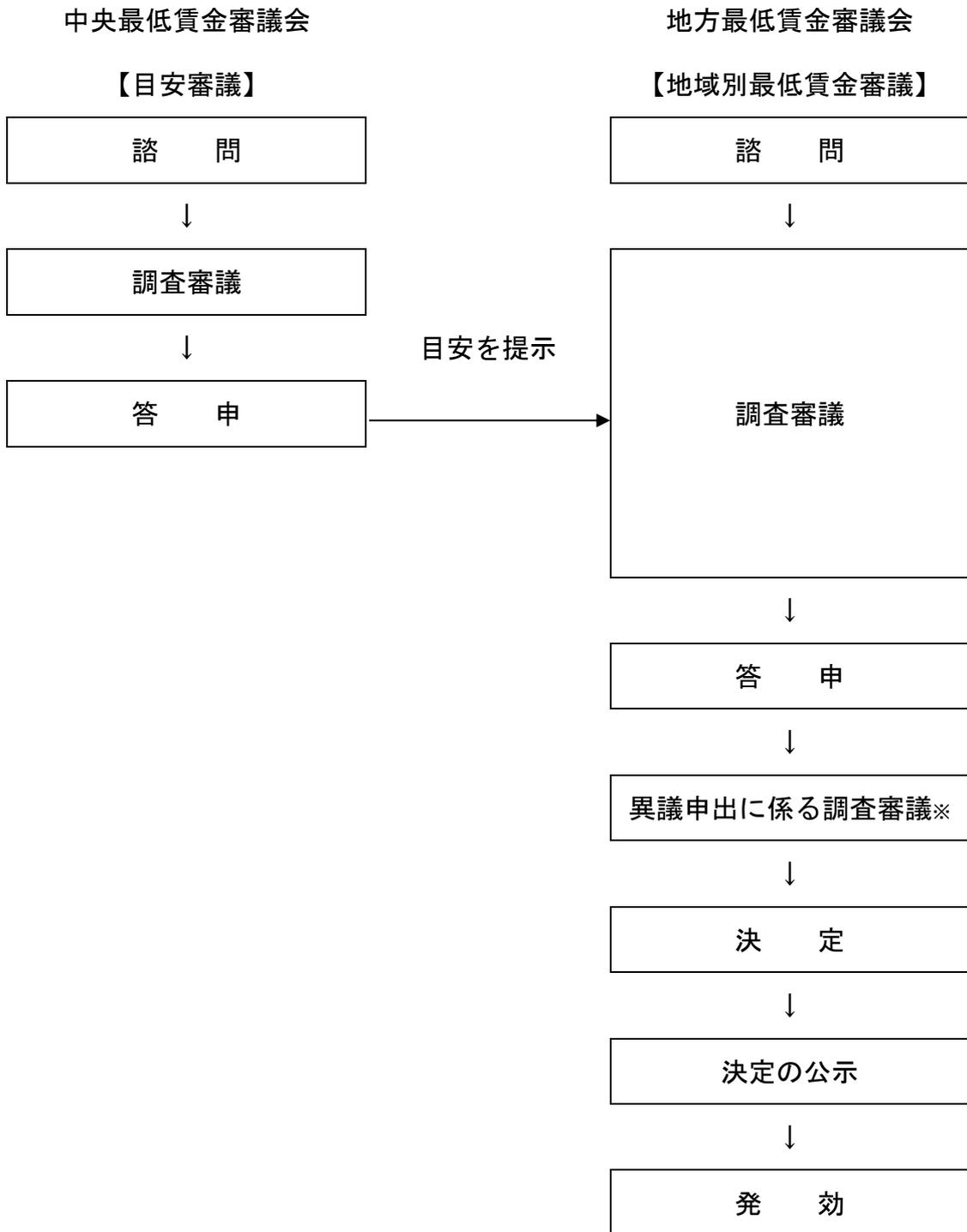
令和6年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	50	1010 (960)	50	±0	2024年 10月1日
青森	C	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月5日
岩手	C	50	952 (893)	59	+9	2024年 10月27日
宮城	B	50	973 (923)	50	±0	2024年 10月1日
秋田	C	50	951 (897)	54	+4	2024年 10月1日
山形	C	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月19日
福島	B	50	955 (900)	55	+5	2024年 10月5日
茨城	B	50	1005 (953)	52	+2	2024年 10月1日
栃木	B	50	1004 (954)	50	±0	2024年 10月1日
群馬	B	50	985 (935)	50	±0	2024年 10月4日
埼玉	A	50	1078 (1028)	50	±0	2024年 10月1日
千葉	A	50	1076 (1026)	50	±0	2024年 10月1日
東京	A	50	1163 (1113)	50	±0	2024年 10月1日
神奈川	A	50	1162 (1112)	50	±0	2024年 10月1日
新潟	B	50	985 (931)	54	+4	2024年 10月1日
富山	B	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
石川	B	50	984 (933)	51	+1	2024年 10月5日
福井	B	50	984 (931)	53	+3	2024年 10月5日
山梨	B	50	988 (938)	50	±0	2024年 10月1日
長野	B	50	998 (948)	50	±0	2024年 10月1日
岐阜	B	50	1001 (950)	51	+1	2024年 10月1日
静岡	B	50	1034 (984)	50	±0	2024年 10月1日
愛知	A	50	1077 (1027)	50	±0	2024年 10月1日
三重	B	50	1023 (973)	50	±0	2024年 10月1日
滋賀	B	50	1017 (967)	50	±0	2024年 10月1日
京都	B	50	1058 (1008)	50	±0	2024年 10月1日
大阪	A	50	1114 (1064)	50	±0	2024年 10月1日
兵庫	B	50	1052 (1001)	51	+1	2024年 10月1日
奈良	B	50	986 (936)	50	±0	2024年 10月1日
和歌山	B	50	980 (929)	51	+1	2024年 10月1日
鳥取	C	50	957 (900)	57	+7	2024年 10月5日
島根	B	50	962 (904)	58	+8	2024年 10月12日
岡山	B	50	982 (932)	50	±0	2024年 10月2日
広島	B	50	1020 (970)	50	±0	2024年 10月1日
山口	B	50	979 (928)	51	+1	2024年 10月1日
徳島	B	50	980 (896)	84	+34	2024年 11月1日
香川	B	50	970 (918)	52	+2	2024年 10月2日
愛媛	B	50	956 (897)	59	+9	2024年 10月13日
高知	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月9日
福岡	B	50	992 (941)	51	+1	2024年 10月5日
佐賀	C	50	956 (900)	56	+6	2024年 10月17日
長崎	C	50	953 (898)	55	+5	2024年 10月12日
熊本	C	50	952 (898)	54	+4	2024年 10月5日
大分	C	50	954 (899)	55	+5	2024年 10月5日
宮崎	C	50	952 (897)	55	+5	2024年 10月5日
鹿児島	C	50	953 (897)	56	+6	2024年 10月5日
沖縄	C	50	952 (896)	56	+6	2024年 10月9日
全国加重平均			1055 (1004)	51	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催